

改良型電動車いすの鉄道利用，確認主体を変更
厚労省通知

厚生労働省は1月24日，介護保険制度でハンドル形電動車いすの貸与を受けている人が鉄道を利用する場合の取り扱いを改め，都道府県などに通知した。

新幹線など一部デッキ付き鉄道車両に乗車できる「改良型ハンドル形電動車いす」の確認主体を，これまでの交通バリアフリー協議会から，日本福祉用

具評価センターに変更した。確認された利用者には，同センターからステッカーが交付される。

交付受け付けは同日から始まっている。

問い合わせは同センター（Tel 078・306・0556 Fax 0506）まで。

（福祉新聞・2561号 2012年2月6日）